

考折衝スルニトシテ午後一時迄引揚セリ

(八) 廿日午後七時ヨリ沼川区靈岸所官渡船夫組人東京地方協議会
事務所ニ於テ事業主代表白井元次郎外一名芳働看側新井
兵太郎外三名ニシテ向付ル事業主代表トシテ今見
ン中込ミシル旨ヲ述ベ且ツ豫メ要ホセラレツ、アル事項ハ全
部承認スル旨回答ヲ為シタルニ對シ芳働看側ハ更ニ左記ニ項
ヲ追加要ホセリ

一 手議費用トシテ金百圓又込サレ度シ

二 本月分仕込金トシテ家船(藤代田持船) 三隻ニ二十円定備

船(藤代組ニ於テ他ヨリ船夫ト共ニ借船シ居ルモノ) 三隻
ニ四十円定備與セシレ度シ

之レニ對シ事業主代表ハ又去方ヲ承認セルカ何分ニモ財政ニ
行詰リ居ルヲ以テ極力金策解決ノ度キ意嚮ニ休メニ三日間ノ

猶予ニシレ度シト申出シタルニ對シ芳働看側ニ於テハ猶予ニ

就テハ思存ナクモ日時ノ處分ト共ニ手議費用ニ亦追加ス

ル点ヲ了第セラレ度シト断言シタルニ對シ之ヲ承認セリ

(九) 二十一日午後一時事業主定ニ於テ店主身務芳藏今代表看側新井

元次郎並井喜右エ門芳働看側代表新井兵太郎外三名今見折

衝ノ結果妥協成立シ別記(一)ノ通り田渡解決セリ

本及中(通) 根拠也

別記(一)

堂 前 書

- 一 仕込六三十九月又込スルニト
- 二 運賃八家船三三ニ對シ床ニ寄トシ住船八一八金トシト
- 三 運賃ト申付月々別調書ト共ニ決算トシト
- 四 船夫天ノ返銀八床五カニ付租マシト
- 五 小字台リクノ船夫八臨時仕込又込スルニト
- 六 賃金任リル
- 七 保不之有工月八

芳代組田渡承船夫一月

藤代組 芳藏 殿